

第9回東京都板橋区景観審議会

平成28年12月21日（水）

11階第一委員会室

I 出席委員

天 野 光 一	池 邊 このみ	神 谷 博
中 島 直 人	石 井 勉	安 井 一 郎
井 上 温 子	緒 方 慎 一	中 尾 美佐男
浦 谷 洋一郎	黒 瀬 聖 子	杉 山 朗 子

II 出席者

区 長	都市整備部長	都市計画課長
-----	--------	--------

III 議 事

○第9回東京都板橋区景観審議会

<議 事>

- 1 板橋区景観計画の景観形成基準における色彩基準について（アクセント色の導入）〔資料1-1～資料1-4〕
- 2 板橋区屋外広告物景観ガイドラインの運用について〔資料2-1～資料2-2〕
- 3 景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組みについて〔資料3〕

<その他>

- 1 その他（報告事項等）〔参考資料1〕

閉会宣言

IV 配付資料

- 1 議事日程
- 2 東京都板橋区景観審議会委員名簿
- 3 〔資料1-1〕 板橋区景観計画の景観形成基準における色彩基準について
(アクセント色の導入)
- 4 〔資料1-2〕 色彩基準（素案）
- 5 〔資料1-3〕 23区におけるアクセント色導入状況
- 6 〔資料1-4〕 第12回板橋区景観審議会部会委員のご意見及び区の考え方
(アクセント色)

- 7 [資料 2-1] 板橋区屋外広告物景観ガイドラインの運用について
- 8 [資料 2-2] 板橋区屋外広告物景観ガイドライン
- 9 [資料 3] 景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組みについて
- 10 [参考資料 1] 過去の板橋区景観審議会議事録、および部会議事要旨
- 11 [参考資料 2] 東京都板橋区景観条例施行規則 抜粋

○議長 それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

きょうの議事は、その他を含めて、全部で4項目です。1つ目が、板橋区景観計画の景観形成基準における色彩基準について。特にアクセント色の導入ということが、主たる議題ということになります。2番目が、これは報告だと思いますが、板橋区屋外広告物景観ガイドラインの運用についてということ。3番目が、景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組みについて。4番、その他（報告事項等）ということになってございます。

それでは、この議事に従って進めてまいりたいと思います。

まず最初に、1番目、板橋区景観計画の景観形成基準における色彩基準について（アクセント色導入）ということで、事務局からご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○都市計画課長 それではご説明させていただきます。大変失礼ですが、これからは着座させていただきますましてご説明させていただきます。

まず、板橋区景観計画の景観形成基準における色彩基準について（アクセント色の導入）について、ご説明さしあげたいと思います。

このアクセント色でございますが、今の景観計画の色彩基準では使うことのできない鮮やかさをあらかず彩度の高い色彩の導入を検討するものでございまして、平成25年から検討を続けておりまして、これまで部会や審議会で計4回のご議論をいただいたところでございます。今回は、9月30日に開催された第12回の部会において、部会の委員の皆様のご意見をいただいた内容をもとに、資料を作成させていただいております。

資料につきましては、資料1-1をごらんいただきたいと思います。

まず、項番1、アクセント色の導入に関する検討経過でございます。

まず、前提といたしまして、アクセント色の導入の検討に至る理由が3つございまして、そちらを挙げさせていただいております。

1つ目でございます。東京都を初めとして、23区中19区が景観行政団体となっており、その内の15区が使用可能だということで、板橋区では使用できないことが挙げられております。23区におけるアクセント色の導入の状況につきましては、申しわけございませんが、別の資料で資料1-3というものがございまして、A3判縦使いの資料をごらんいただきたいと思います。こちらの資料でございますが、左側から4つ目の欄に、○と△と×というふうな表示がされていると思います。これは、○は、東京都と同様の考え方で使用を認めている区で、12区でございます。△は、何らかの条件を付して使用を認めている区で3区ござい

ます。×は、使用を認めていない区で、板橋区を含めて4区が使用を認めていないという状況でございます。

本日は、区からご説明させていただきます案は、条件つき△に当たりますので、23区中では少数となりますが、これのことを考えております。

お手数ですけれども、もう一度資料1-1にお戻りいただきたいと思っております。丸の2つ目でございますが、相談や協議で部分的に鮮やかさをあらわす彩度の高い色彩を用いたいとの要望が多いこと。

また、3つ目の丸でございます。区としては、場所によってはにぎわいや華やかさの演出のために、デザイン性の高い色遣いとしてのアクセント色の使用を認めてもよいのではないかと考えているということ。

これらの3つの理由によりまして、下のフロー図のとおり、平成25年から検討を始め、昨年11月6日の第7回のこちらの審議会の場におきまして審議をいただいております。結論といたしましては、アクセント色の導入について前向きな意見をいただいたところでございまして、本日、特にアクセント色を導入する場合の具体的な条件や導入イメージを中心に、資料を構成させていただいているところでございます。

続きまして、裏面の2ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらに、項番2といたしまして、基本色、強調色、アクセント色の考え方でございます。初めに、それぞれの色の定義について、少し確認させていただきたいと思っております。

まず、基本色と強調色とは、背景となる落ちついた動かない大きな色彩のことでございます。基本色は、建物等の基調となる色でございまして、全体の色のイメージを与えたり、大きな面積を占める色彩で、自然界では、土や砂、岩などのように低彩度の色彩でございます。

強調色でございますが、こちらは建物等の形状や表情に合わせて変化をつけたり、分節のために使われたりする色でございまして、自然界では、植物の葉のように、中彩度程度の色彩でございます。

続きまして、少し下に移ってまいりまして、アクセント色は、基本色や強調色とは異なり、まちを色彩的に魅力的に彩ったり、祭礼、催事、季節、交通、注意などを促すなど、小さな面積で使われる色彩でございまして、自然界では花や紅葉、また鳥や蝶など、変化があるものや、一時的または小面積なものでございまして、自然界にある色彩と同程度の色彩の彩度でございまして8程度を考えております。使用する色は、色数は最小限にしたり、高層階での使用を控えるなど、注意が必要というふうに考えております。また、他の自治体を調査した

ところ、アクセント色を用いた建築物等の意匠で成功している事例の多くは、色数といたしましては1色で、低層部に用いている状況でございます。

続きまして、隣の3ページのほうに移っていただきたいと思っております。

項番3でございます。色彩基準（素案）でございます。ここでは、アクセント色を使用する際の条件について、地区ごとにあらわしております。一般地域を例にご説明さしあげたいと思っております。

表の一番下のところに、凡例といたしまして、白抜きと黒抜きの四角、また青字、赤字等になりますが、白抜きの四角につきましては、東京都の基準を準用したものでございます。一般地域の中では、使用できる面積の上限や使用場所についてがこれに該当いたします。使用できる面積は、都の一般地域の基準を準用いたしまして、全ての地域共通で外壁各面の20分の1以下、強調色との合計が外壁各面の5分の1以下とし、使用場所は建物中低層部、おおむね12メートル以下の部分と考えております。

この都基準をベースにいたしまして、黒塗りの四角でございますが、区の独自の追加条件を加えております。この区独自の追加条件を加えたのは、先ほどアクセント色の定義の中でご説明いたしました、アクセント色を使用するに当たりまして注意が必要でございまして、使い方を誤ると、建物全体や、また周辺との調和を損ねてしまうおそれがあるためでございます。したがって、区独自の追加条件といたしましては、節度ある使用、高層部での使用、色数、彩度の上限、地域性などについて定めているものでございます。

青字のものでございますが、この区独自の追加条件のポイントとなる部分でございまして、特徴的なところは、彩度の上限でございます。なお、下のほうにあります景観形成重点地区につきましては、一般地域で設定した条件をベースに、地域の特性に応じた追加条件を加えてございまして、赤字で記載させていただいております。色彩の上限につきましては、9月30日に開催されました第12回の部会においても、部会の委員の皆様から多くの意見をいただいているところでございます。

こちらの意見につきましては、また資料を別に移っていただきまして、資料1-4でございます。A3の横書き資料でございます。これは、アクセント色について、第12回部会で委員の皆様からいただいた意見と、区の考え方をまとめて掲載させていただいております。

資料1-4の上から3つ目でございますが、アクセント色導入の条件というところでご意見をいただいております。部会では、一部の景観形成重点地区以外は、一般地域も含めて都基準を準用し、彩度の上限を設けない案をご提案したところでございました。ところが、委員

の皆様から、一般地域を含め、全ての地域で彩度の上限を設けるべきとのご意見をいただきました。これらのご意見を受けまして、区としては、アクセント色の導入条件は都の基準と比べて厳しい設定といたしまして、一般地域を含めた全ての地域に対して、彩度の上限を設定するとともに、使用できる面積や高さに関する数値基準や、細かな定性基準を設けることとしております。

この彩度の制限につきましては、今の資料1－4の裏面のほうをごらんいただきたいと思っております。部会の委員の皆様からいただいたさまざまなご意見を踏まえまして、区としての考えといたしまして、彩度の上限は、高彩度色を避け、最高彩度のおおむね3分の2程度とし、赤や黄色などの暖色系の彩度は8以下、黄緑、緑などの中間色系の彩度は6以下、青や紫などの寒色系の彩度を4以下とする案でございます。なお、この彩度の上限は、商店街や幹線道路沿道などで、にぎわいや華やかさを演出するために用いられるデザイン性の高い色遣いであれば、上限を超える彩度の使用できる余地を残せるよう、例外的に、「ただし、区が認める場合にはこの限りではない」という一文をつけさせていただいております。

なお、この例外規定につきましては、景観アドバイザー協議で認められる場合に限るものとしてほしいというふうに考えております。

続きまして、彩度の上限について、具体的な説明をさしあげたいと思っております。

資料1－2のほうに戻っていただきたいと思っております。

まず、2ページ目をごらんいただきたいと思っております。上にピンク色の帯がありまして、一般地域の場合というふうにご書いてございます。色彩基準の素案というところでございます。A3判の2枚目でございます。

今の景観計画の色彩基準では、ページの左側の上のほうに表がございますが、こちらの外壁基本色と強調色しか記載がないため、それ以外の色は使用できないこととなっております。今回、新たにアクセント色の項目を追加することで、使用できる面積や高さなどの条件がつきますが、使用できる色の幅が広がることとなります。

同じページの右側の部分を見ていただきたいと思っております。こちらに色彩基準のイメージという表記がございます。こちらは、色合いをあらわす色相ごとに、便宜上、10通りの図であらわしております。そのうち、左の列の一番上のところに、R（赤）系の色相と書かれた図のほうをごらんいただきたいと思っております。縦軸は明るさをあらわす明度で、上に行くほど明るく、下に行くほど暗くなっております。横軸につきましては、鮮やかさをあらわす彩度でございます。右に行くほど鮮やかで、左に行くほど鈍い色となっております。

続きまして、青枠でございますが、この中で、青枠の部分につきましては、外壁の基本色でございます。オレンジ色の枠で囲まれている部分が強調色で利用できる色の範囲でございます。そこに新たにアクセント色が加わりまして、赤枠がアクセント色で利用できる範囲となります。左の列の上から3つのものにつきましては、暖色系であります赤系、黄赤系、黄系の彩度8以下でございます。その下の2つの中間色系の色でございます。黄緑系、緑系につきましては彩度6以下、さらに右側の寒色系の列で、5つの全てについては彩度4以下となることをご確認いただけるというふうに思います。

続きまして、その次の2ページでございます。上のところに緑の帯がございますところをお開きいただきたいと申します。こちらは、景観形成重点地区の板橋崖線軸地区の色彩基準の素案でございます。一般地域と同様の考え方でございますが、このページの左側の部分の真ん中あたりに表が2つございます。上の表につきましては、高さが12メートル未満の部分の色彩基準、下側の表は高さが12メートル以上の部分の色彩基準をあらわしております。上側の12メートル未満の表にだけ、アクセント色の記載がございます。つまり、12メートル未満の部分につきましては、アクセント色を使用可能とし、12メートル以上の部分につきましては使用できないことをあらわしております。

この12メートルという数字でございますが、崖線の稜線部分の樹林地等の高さを想定したものでございまして、崖線の眺望や見晴らしを阻害しないような配慮をして設定しているところでございます。

この3ページ以降、おおむね同様の考え方で、他の景観形成重点地区につきましても、地区ごとの色彩基準の素案を記載させていただいております。説明につきましては省略させていただきます。

次に、アクセント色の具体的なイメージをお伝えするために、きょう、机の上に置かせていただきました景観ガイドラインの一式にとじられたこのような冊子があると思います。そちらをごらんいただきたいと申します。

まず、1枚開いていただきまして、皆さんに最初、カラーコピーで伝えようと思ったんですが、色がうまく出なかったもので、直接、色見本を切って張らせていただいております。彩度の見え方のイメージをしていただくために、色見本の一部をつけたものでございます。

色相ごとに、5つの色見本をつけさせていただいております。左の上の部分の、R（赤）系の色相をごらんいただければというふうに思います。一番上にある部分が7.5R4/14とございます。7.5Rが色相、色合いとなっております。また、4が明度、明るさでございます。1

4が彩度、鮮やかさをあらわしています。それを、7.5R4/14というふうにあらわしております。

本日、ご提案させていただきます彩度の上限に当てはめると、彩度の14というものは上限を超えておりますので使用できません。それぞれの色相の中で、3つのうち一番上のものにつきましては、使用ができないものというふうになっております。上から3つずつある中の、真ん中のものと下のものについては、使用することが可能というふうになっております。

続きまして、その次のページに、2枚、A3判でつけさせていただきます。こちらは、建物低層部に、先ほど申しましたアクセントカラーというものをに入れて、例示しているものでございます。2枚目のものにつきましても、写真で、実際に使われているものを掲示させていただきます。これをまた後ほどご議論される際に、少し例示として使わせていただければありがたいというふうに思っております。

雑駁でございますが、資料の説明について終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。

前日も議論していただいて、資料1-4にあるように、さまざまなご意見をいただきました。基本的には、場所によっては制限をかけた上で、アクセント色を認めて、色レベルではありますけれども、建築等々のデザインにある程度自由度を上げるという目的で、アクセント色を認めたというものかと思えます。

今、ご説明いただいた内容について、何かご質問とかご意見、いただけますでしょうか。

基本的には、前回の会議のときは、一般地域は制限がなかったのが、一般地域も資料1-2の1ページにあるように、8、6、4というふうに彩度を抑えたということですよ。ということが、どちらかといえば一番大きいかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○井上委員 ご説明ありがとうございます。あと、この色見本も、きのうご説明いただいたときに、なかなか印刷だとわかりにくいということをお願いして、急遽だったと思うんですけども、本当にありがとうございます。すごくわかりやすく、イメージがつきやすいなと思いました。

ある程度、制限していくことというのは重要だと思っているんですけども、屋外広告物と外壁との関係性というのが、ちょっと何かあるのかなというのが気になったところなんで

すけれども、外壁で20分の1と制限しても、屋外広告物がかなり強調されたような建物の場合、ある意味アクセント色は使えないとか、そういう制限、関係性なんですけれども、両方とも許可してしまうと、屋外広告物もすごく色合いが鮮やかだし、壁面にもすごく鮮やかなものがあるという可能性が出てしまうのかなというのが、ちょっと私の中で懸念で、その辺で兼ね合いとか決まっているとか、その辺が私は詳しくないので、あれば教えていただきたいと思います。

○議長 屋外広告物の関係で、ご説明いただけますでしょうか。

○都市計画課長 屋外広告物につきましては、今、おっしゃっていただいたように、いろんな色遣いがされることになってくると思います。

そういう中で、色彩基準とは区別して取り扱うことになりますが、やはりアクセント色と併用される場合につきましては、建築物や周囲への環境、景観等と調和が必要でございますので、総合的に判断していきたいと思っております。

○井上委員 その辺が基準として明記できると、規制というんですか、何かよりよくなるんじゃないかなと思っていまして、私はアクセント色を取り入れるということに関しては賛成なんです。建物の個性として、例えば20分の1だけでしたら、ちょっと色合いが明るくなると、まちとして彩りが増すと思いますし、個性豊かなまちになることを期待はしているんですけれども、広告物でそれなりの色合いを使う場合は、壁面には何か規制をするというようなことが一つずつ入ると、もうちょっと美しい街並みになるんじゃないのかなと、私としては思いました。

あともう一点なんですけれども、一般地域と景観形成重点地区で、景観形成重点地区に関しては、追加条件というのを明記されているんですけれども、これが外壁の20分の1以下のままで大丈夫なのかなというのが、私も専門家ではないので難しいところなんですけれども、重点地区に関しては、もう少し厳しくするとかという必要があるのかなのか、皆さんにも聞きたいところだったんですね。一般地域と同じ20分の1でいいのか。強調色も合わせて5分の1というのが、両方合わせて20分の1でもいいぐらいなんじゃないとか、その辺、皆さんのご意見があったら伺いしておきたいと思ったところです。

以上です。

○議長 いかがでしょうか。

○都市計画課長 区としては、部会で先生方にご意見いただいた部分を踏まえまして、重点地区につきましてもこのような形で、取り扱っていかうというふうに考えております。厳しさ

については、重点地区においては、色合いをうまくコントロールできていると思っております。このあたりがいい線かなというふうに考えております。

○議長 いかがでしょうか。恐らく20分の1とか、強調色5分の1というのは、普通に決めると、大体5%か20%で普通だと思うんですね。ここでは、重点地区については、高さで上のほうは使えない。つまり、その道を入れて直近の建物の下のほうだったら、少しにぎわいが出てもいいけれども、ちょっと離れたところから見て、上のほうに目立った、いわゆる高いビルの上のほうに赤い看板が出てくるデザインが出てくると、そこまで目立たなくてもいいんじゃないのというので、高さで制限をしているということで、重点地区については配慮していると。

そういう意味では、でかい建物だと下のほうはいっぱい使えることに、なってくることはなってくるんですけども、20分の1というのは、高い建物は全面積の20分の1なんですよね。それをまとめて12メートル以下に使おうとすると、いっぱい使えちゃうという議論になってくるんですかね。

○都市計画課長 はい。

○議長 そこも厳しくするんだったら、12メートルより下だったら、12メートルより下の面積の20分の1という決め方もあるんでしょうけれども、その辺はいろいろデザインがありましようし、ぎりぎりで使われた場合は、恐らく、特に目立つ建物の場合だと、板橋区景観アドバイザー制度がございますので、アドバイザーの方に相談していただいて、それはいくら何でもやり過ぎなんじゃないのというところは控えていただくというような運用でやっていくのかなと。

おっしゃるとおり、厳しくしたほうが色は落ちついてくるんですけども、今回、アクセント色を入れた最大の理由は、余り厳しくすると、それは落ちつくけれどもつまらなくなってしまうとか、建築とか特に繁華街、商店街ですと、やっぱりデザインの自由度が落ちてしまうということなので、そういう、真面目にちゃんとデザインして色を使いたい人というデザイナーもいることはいるので、そこを違反にしまうのはいかがかと。ただ、そこはアドバイザーの人に、あんまり望ましくないのは引っかけていただくということだと思います。

神谷委員、いかがですか。

○神谷委員 今のご意見について、部会の中でも議論がありまして、20分の1という数字自体は、都の基準とかどこかしらに準拠しなきゃいけないという意味での20分の1なんですけれども、じゃ20分の1であれば、ぎりぎりそれで出てきてしまうということが考えられ

ますので、20分の1以下であっても、基調色との調和や周辺の街並みとの調和に配慮して、過剰にならないように配慮するというので、フリーハンドでオーケーということにはしないという、そういう書き方にしておりますので、ケース・バイ・ケースで判断できるかと思えます。

○議長 ありがとうございます。

どうぞ。

○石井委員 すみません、初めて参加させていただきました。

アクセント色の導入状況ということで、今、これを見ますと、4つの区がこういうものは使用が認められるとなっているんですけども、板橋区のこれからの街並みの基本とか、そういうものが見えるものがないんですけども、どうしたら、こういう街並みはどういうふうにしよという、アクセント色をやめて、それでどういうまちにしていこうという、何か見本みたいなものはあるんですか。

○都市計画課長 色遣いにつきましては、今回、色彩の基準を整備していく中で、アクセント色というものがまちの全体をデザインする中では、重要な要素だというふうに考えております。その中で、アドバイザーの先生にも入っていただきながら調和を図っていこうと思っている部分としては、もし今回決めた色でも、もともとある色でも、乱暴に使ってしまうとやはりきれいにはならないと思っていまして、その中で、しっかりしたものを設計士さんなり、デザインする側がデザインしていくことによって、まちとしての調和が図れていくと思っております。

板橋区のほうは、最初に景観計画をつくった際に、大きな目標といたしましては、人、物、まちがバランスよく調和した景観づくりということで、その言葉からすると、想像していただく部分で、実際の絵を見せられるわけではございませんが、全体がうまくバランスよく調和することによって板橋区らしさというのを作り上げていって、その作り上げていったことの積み重ねが、さらなる発展するためのステップを踏んでいけるというふうに考えておりまして、今はその段階だというふうに思っております。

○石井委員 わかりました。

もう一つなんですけれども、今、これを見ますと、品格ある街並み。品格ある街並みって、私もどんなものかわからないんですけども、品格という意味がね。だから、品格ある街並みって、私、どういうものかなと。皆さん、こうやって男の人はネクタイしていますよね。赤いネクタイをしたって、品格ある人は品格あるように見えるし、だからそういう面では、

品格ってどのようなことを品格というのか、ちょっとその辺のことがわからないので、その辺のことを教えてもらえますか。

○都市計画課長 言葉で説明するのは非常に難しいことではございますが、やはり、例えば板橋区に訪れた人が、いいまちだなと感じられるような部分をつくり上げていくことは目標としております。

そういう中で、その方たち、例えば来ていただいた方が、そう思えるような部分を醸し出していくということが、一つの品格という意味ではあるかというふうに思います。

○石井委員 わかりました。課長のネクタイ、地味だなと私は思って、果たして品格がいいのかわからないけれども、じゃ自分のネクタイが品格いいのかわからないけれども、真っ赤なネクタイしたって品格があるなという人もいれば、いろんな思いがあると思うんですね。

だから、果たして色ってどの程度まで決めていいのか、どこまでやっていいのか、ちょっと私にはわからないところがあるんですけれども、ただ、板橋を余り地味なまちにしようと思っているのか、品格という意味で。だから、その辺のちょっと見えるものがないんだよね。その辺のことをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長 私がしゃべるのも何なんですけど、実はそういうレベルでのお話ですと、例えばきょう冊子になっています景観デザインガイドラインですとか、色だけで言えば色彩デザインガイドライン、もちろん色だけじゃ済まないで、その前の時点で景観ガイドラインがございまして、景観計画も立案しているわけで、その中で、例えば住宅地だったら、やっぱり落ちつきのあるいい住宅地がいいよねと。やっぱり商店街は多少にぎわいが要るよねと。幹線道路ではこうですよと、大体の目標像というのを景観計画の中で目標を書いていますので、ただどうしてもそういう目標は定性的にはなるんですけれども、定性的になるといっても、ある意味景観計画の中、もしくは景観デザインガイドラインの中で、おおむねその土地の状況によって、商店街の品格のあるにぎわいというのと、住宅街の品格のある住宅地らしさというのは、多分違うと思うんですが、それぞれの話、定性的な言葉ではありますけれども、多分、記述されていて、ぜひその辺は読んでいただきたいと思います。

その中で、もちろん形態等も話をしていきたいところですが、色彩はやっぱり目立ちますので、かつ、建物ファサードだったら、数年で取りかえられるでしょうけれども、石井委員がおっしゃったように、ネクタイですと、ぱっと次のものに取りかえられるんですが、建物になると次のにかえるというわけにいかないで、ある程度長い期間で見るといった中で、やはり派手なのはいかがかなということを抑えさせていただくというのが基本で、品格

ある何とかというのは、課長がおっしゃったように、極めて定性的で難しいところではあるんですが、その辺の内容は、もう少し詳しくは景観ガイドラインを読んでいただく。

それ以上詳しくなると、区民の方々の考え方によってしまうので、それを厳しく言葉で、数値で縛るということを、先ほどおっしゃったように、じゃネクタイの色は、サイズを幾つ以下にしなきゃいけないとか言い出すと、そういう話とはちょっと違うなということなので、少し定性的な言葉が多くなっていることは事実でありまして、これは景観計画とか景観の行政をやられている各自治体も、数値で縛っておいたほうがいいところは数字で縛る。縛れないところは、定性的な書き方にとどめていただいて、だって定性的な書き方になりますと、性悪説に立ちますと、けんかになると負けるかもしれないということがありますが、そこまで性悪説に立たずに、それぞれの地域の人たちが景観計画の内容とかガイドラインの内容を理解していただいて、区がそうやって言っているし、我々もそう思っているからこれはやめようよね、ちょっとまずいよねというあたりを守っていただくなんていうのが、多分、品格あるという大くくりの定義ではないかなと。恐らく、いろんな自治体でも、そういうレベルで言葉をお使いになっているんだろうと思います。

ですから、ぜひ区民の方々も、基準にこう書いてあるけれども、読みようによってはこう理解できるから、むちゃくちゃなことをやっていいよという乱暴な振る舞いではなくて、板橋区の景観を少しでもよくするためにみんなで頑張っていこうねというスタンスに立っていただければという形の、方針の表明というふうにお答えできればと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○浦谷委員 今の品格の話ですけれども、私、観光ボランティアをやって街並みをあちこち見えていますけれども、例えば、今、高島平に住んでいるんですが、私なんかから見て、高島平というのはある程度品格があるなという、あくまでイメージだと思うんですね。ですから、あちこち見ている中で、これだということは決めつけられないですけれども、やっぱりイメージとして、僕は高島平という場所に住んでいて、非常に誇りを持っていますし、いいまちだと。品格あるまちだと思っていますので、区民としてはそういう感じで、品格というのは私は捉えています。

○議長 ありがとうございます。ぜひ、そうじゃない人が出てこないように、皆さんでコミュニティを醸成していただければと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○緒方委員 逆に、捉え方を品格から捉えていくと、石井委員がおっしゃるように、ものすごく難しいんですね、抽象的で。しかし、今、ここのガイドラインと申しますか、アクセント色を導入するという、一つの数値基準化、品格が保てるであろう基準値を、今、決めていらっしゃるのかなど。そういう理解でいいのでしょうか。

○議長 そこはなかなか微妙でして、この数値基準を目いっぱい悪用されると品格がなくなっちゃう可能性はあります。つまり、自由度はできるだけ皆さん、建築にしろ建物ファサードにしろ、うちの建物、家を購入したいよねというご希望があるじゃないですか。ある程度自由度を上げたいので、少し緩くしてあるので、きょうお示ししたアクセント色も含めて、多分基本色、強調色もそうですけれども、これの基準ぎりぎりのいっぱいまで、一番目立つ色まで使って、かつ20分の1、5分の1も最大の面積まで使って、かつ定性的なやつ、色は余りいっぱい使うのやめようねと書いてあるけれども、いっぱいって幾つさと。2つ、3つでしょうと。俺は5つまではいっぱいだとは思わないとやり出すと、多分、品格はなくなってしまうと思うんですね。

○緒方委員 合わせぐあいなんでしょうけれども。

○議長 そうですね。この基準の中でどんな悪さしても品格を保てるようにすると、がちがちに縛らないと、ルールは悪く使えば悪くも使えちゃいますので、多分、この基準を悪用すれば、品格をなくすことはできます。なので、わざわざ品格ある街並みと書いてあるのは、数値的縛りはこうだけれども、と申してこれを目いっぱい使ったら何やってもいいよというわけじゃないよと。逆に言うと、品格ある街並みにしてくれというよりは、品格のないことはやめようねと。

○緒方委員 そういうことですよ。

○議長 ですね。それは、この基準を守っていれば何をやっても品格があるというわけじゃないよと。この基準の中でやってほしいんだけど、それに加えて、品格のないことはやめようねということで、わざわざ定性的に書いてあるというふうにご理解いただければありがたいかなと。

そういう意味では、杉山専門委員にもご相談申し上げた、こっちのアクセント色の使用イメージというこれも、ぎりぎりいっぱいまでにはなっていないと思います。例えば、20分の1ぎりぎりいっぱいまで、12メートルの下でぎりぎりいっぱいまでの面積で許される最高彩度のものを使うと、品格がなくなる可能性は十分ある。もちろん、いっぱいまで使っても、いいデザイナーがちゃんとデザインすれば、品格の中におさまる可能性はあるんですけど。

れども、悪いことをやろうと思うといくらでも悪いことができるのがデザインでございまして、そこまで縛ってしまうと、いいデザインをしようとしている人の手足まで縛ってしまう。そこが、いわゆる数値基準で縛るとするのは非常に難しいところございまして、ですので、ある意味では、わざわざ色彩基準以外に品格ある街並みとかということが書いてあるとか、まとまりある色彩計画とか書いてございますよね。これも、わざわざ特記して、色彩の数字基準以外に書いてあるということは、これを悪用すれば、まとまりのない色彩にもなり得るので、それはまとまりあることにしてね、これを悪用すれば品格のない街並みもできちゃうので、品格ある街並みにしてねというのを、定性的な文言で上げさせていただいて、目に余る場合は、アドバイザーの方にも相談させていただいて、区の方にも誘導させていただいて、基準には合っているけれどももうちょっと考えてくれませんかねというときの定性基準で、わざわざ特記してあるというふうにご理解……

○緒方委員 意味はよくわかりました。板橋区というのはイメージが、すごく厳しい基準だねというイメージを少しずつ、先生のご意見もいろいろと拝見させていただきましたけれども、そのとおりだねと。そのために、代替的な要素もつくるし、最終的にはそういった専門の委員の方のご意見を上げて、そういった突出した状況にならないような、ある程度緩和された状況もつくっておこうという、区役所のほうの専門家の資料じゃないのかなという意味に拝見させてもらいましたけれども。

○議長 そういうことでよろしいですね。おっしゃるとおり、色彩やデザインの基準というのは、ぎりぎり縛ったらぎりぎり縛れるんですけども、縛れば縛るほど窮屈になってしまいます。窮屈さを避けて自由度を広げれば、悪用すれば何でもできてしまうので、非常に難しいんですが、悪用したら、あつものに懲りてなますを吹いちゃうようになってしまうと、せっかくの商店街なのに、もしくは、ここはもう少し楽しみとかあっていい場所なのに、ちょっと落ちつき過ぎていてつまらないんじゃないとなりかねないので、その自由度は上げましょう。ただし、定性的ですけども、今言ったまとまりのあるとか、品格という言葉を入れさせていただいて、ぜひこの辺は区の方の指導とともに、アドバイザーの意見を伺っていただいて、なかなかぎわいがある、でも品格があるよねという街並みをつくる。

多分、こういう手段しか、今のところ私も思いつかないので。ですよね、部会長。

中島委員、いかがですか。

○中島委員 おっしゃるとおりだと思います。

ちょっとそれとも関連するところで、少し意見というか、細かい話で、まず1点目なんで

すけれども、これは本当に細かい話で、言葉の問題で、建物基調色というのを使われていますけれども、具体的に建物基調色の定義がないというか、多分、基本色というふうに呼んでいるもののような気がするので、そのあたり、ちゃんと整合性をとってほしいというのが1点。

あと、今の話とかかわるんですけれども、私、若干気になるのは、常盤台一丁目、二丁目地区の商業地のほうの話で、ここの基準が一般地域の基準とほぼ一緒ですよ。確かに商業地なので、一緒なのかと言われると、やっぱり常盤台の駅におりたときの雰囲気というのは、普通のまちとは違う、まさに品格のある商業地を目指すべきだというふうに考えると、例えば、今、ここだと12メートルになっているんですよ、商業地だと。ここをやっぱり住宅地に合わせて、本当に低層だけに使うとか、10メートルにするとか、もうちょっと配慮があってもいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、ここどうですか。要するに、景観形成重点地区というのは、何らかの理由があって、例えば板橋崖線と加賀一、二丁目は崖線が12メートルあって、緑があるので12メートルと決まっているのと同様に、常盤台は商業地だろうと住宅地だろうと、イメージを決めているのは低層の街並みなので、低層の特別に、中高層ということじゃなくて、足元のみしておく。どうせ実際の中身は、万が一とか書いてあって、万が一外すこともできるので、考え方としては、ここは普通の地域ではないというのを示すためにも、12じゃなくて、10とか、思い切ってそういうふうなことのほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、このあたり、どういう事情で常盤台の、特に商業地が12メートルの普通のものになっているのか、お伺いしたいんです。

○杉山専門委員 ちょうど区がつくっていただいた資料で、こんなような、先ほど井上委員がおっしゃったカラー見本がついているほうのところの、赤いアクセントがついた図がありますけれども、皆さんこれで何メートルあるとお思いですか。これ、実は現実にある、もちろんそうですね。これは2階分しかないので、6メートルちょっとあるかなという程度なんです。12メートルはこの倍です。だから4階近くまで行ける可能性があるという数字だと思って、実は私も12メートルというのは、石神井川なんかでも狭いので、12までいかなくて10ぐらいでもいいのかなと。

たまたま東京都の水辺景観地区のところ、広告の表示ということで、10メートル以下という数字を出しているんですね。割と彩度が高い色を使ってもいいけれども、10メートル以下になさいというようなことが、東京都景観計画の屋外広告物の表示等の制限のところ書かれております。

なので、最近改めてその10メートルという数字を確認してみたんですけども、皆さんも、この寸法ぐらいいくよということをお考えの上で、区のほうもお答えいただければというふうに、私も思っております。お願いいたします。

○議長 いかがでしょうか。

○都市計画課長 区としても、常盤台については、特に、もともとしゃれ街協議会とか、いろんな景観に取り組む団体もある中で取り組みを進めていく中で、今回の色のラインにつきましては、出させていただいた案でございますので、それで何が何でもというものではございませんので、ちょっと検討させていただきたいと思っておりますが、東京都の景観色彩がありまして、先ほど言われたように、水辺については確かに10メートルでございますし、その辺の数値を参考にするというのは非常に有意義なことだと思いますので、その辺の部分も含めて、また検討も進めていきたいこととあわせまして、また部会のほうでも、もう少しこの件については、ご議論いただくことも含めて、お話しさせていただけたらというふうに思います。

○議長 一般地域でおおむね12メートルというのは、東京都と合わせてある中で、石神井も12メートル未満、上はだめ、原則じゃなくて上はだめと決めているのが、もうちょっと下げてもいいんじゃないかとか、常盤台は行き場がなかなか微妙なところなんですけれども、もっと下げられるのかということについては、少し部会を含めて、可能性について、現状を見ていただきながら、あとは、まずはここで決めておいて、様子を見ながら、少しずつ整理が進んでいけば少し下げて、例えば3分の2の8メートルにしてやるとかいう手もあるんでしょうが、少し検討した後でよろしいですか。きょう決定しなければいけないということはない。大丈夫。

それでは、一般地域は東京都と同じ12メートルでいいんでしょうけれども、中島委員からあったような、例えば常盤台の駅前も本当に12メートルでいいのか。一般地域が10だったら、10のままで合わせてもとか、杉山委員からあったように、川の部分とか崖線の部分については、東京も川だったら10メートルというのだったら、そっちに合わせていくという手も、検討いただくということよろしいですか。

大体、色の範囲はこれでいいと思うんですけども、中低層部の定義って、実は非常に難しく、中低層部って何メートルまで中低層部なのというのと、絞ればいくらでも絞れますし、1階で絞っちゃうのは絞り過ぎるけれども、2階までいいという、7メートルか8メートルでいいでしょうと。3階という、10メートルまで許さなきゃいけないよね、場合によっ

ては10メートルを超えるねというので、何かございますでしょうか。

- 中島委員 そのとおりだと思うんです。ただ、多分、強調色の考え方がそのまま使われているので、強調色とアクセント色って全く違う考え方から、分節とかと考えると12メートルとかという、大ざっぱに分節はあると思うんですけれども、アクセント色は、ここに書いてある、余りちゃんとは書いていないですけれども、歩行者の視点とかにぎわいとか、そういう話だとすると、むしろ強調色と全然違って、本当はもっと低いところに使うべきものじゃないかと。

だから、今、何となくこのルール全体が強調色のものを少し厳しくする形でアクセント色は入れているんだけど、根本的な考え方が字と図で違うので、ちょっとそこら辺を、それが最終的に数字に落ちるんだと思うんですが、その辺をしっかりと考えたほうがいいんじゃないかと思っていますし、そもそもこれはルール、これは基本的には、しつこいですが、万が一とか原則ということでやるので、実際にはいいものが出た場合にはそれを超えられるから、ルールとしては結構厳しく書いておいたほうが趣旨が伝わるんじゃないかと思っていて、その上で、それよりもしいものを本当に提案したら、それはもちろん、その上もいいですよという、そのあたりの加減がもう少しあってもいいかなと思う。今だと、強調色と余り面積以外は変わらないので。

- 神谷委員 部会の話で、その辺のことが出たときに、常盤台は住民の組織がありますので、地元の判断も聞いた上でということが一つありました。

加賀もそうですね。両方とも地元組織がしっかりしていて、その判断もあわせて決めていくということで、石神井は同じ重点でも少し違うので、別のところから審議会レベルで決めていくという話もあるのかなと思います。

- 議長 その辺も少し検討していただいて、アクセント色は具体色なので、確かに強調色と基本色だと、強調色は全面の5分の1でいいけれども、アクセント色は、例えば10メートル未満としたときに、全部の20分の1までいいのか、12メートル未満だけ許すんだったら12メートル未満の面積の20分の1なのかも、今の読み方だと全面の20分の1で読めちゃいますよね。

それも、歩行者の視点で言うと、上のほうは余り見ないとすれば、見えがかりのところでこんな色だったらどう考えても20分の1じゃないよねというのは書けちゃうので、そこも一緒にあわせて、少し検討していただけますでしょうか。

まずは、どちらかという厳しくなるほうなので、これぐらいは絶対かかるよと。審議会

の決定の中で、いつちゃんと決定すればいいのかというのは、タイムスケジュールを後でお伺いしますが、今回、その程度の検討は積み残していいのであれば、それも積み残させていただいて、検討していただくことでよろしいですか。

○都市計画課長 今、貴重な意見をいただきましたもので、先ほどの常盤台とか地元との話も、まだこれから続けていきますので、その辺とあわせまして、また部会のほうでも技術的な部分を含めてご検討いただきたいと思っております。

アクセントカラーにつきましての決めなくてはいけないという期限までを設定しているわけではございません。ただ、今、いろんな取り組みをしていく中で、そういう要望もあるということも踏まえたところからスタートが始まっていますので、やはり状況を見ながら、望ましい形で、厳し過ぎずと言いつつも緩過ぎず、板橋区にふさわしい街並みとしていけるような形で、取り組みを進めたいというように思います。

ご指導、ご協力のほどお願いしたいと思います。

○議長 わかりました。

どうぞ。

○井上委員 見本でいただいたものなんですけれども、ここの門の赤というのは、大丈夫な例として挙げているんだと思うんですけれども、見本で見た赤と色合いが違っているように見えて、この赤というのは大丈夫なのかということと、あと、こっちの先ほど柱のほうの赤も気になっていたんですけれども、これ12から14とあるんですけれども、これって板橋基準だとだめだという例なんですか。

○議長 だめなんです。

○井上委員 そこがどういう意味合いなのかというのが。

○都市計画課長 最初のほうの絵につきましては、色の表示方法として、カラープリンターで出したもので、その色がちょっとわかりづらい部分がございますが、1枚目の写真的な部分を含めたものについては、一番上の左側の部分以外は適合するような形になっていくと思います。

○井上委員 この絵は適合するんですか。

○都市計画課長 そうですね、はい。

○杉山専門委員 最大値ぐらいで、一番最高値で出したんだと思います。

○都市計画課長 ぎりぎりの数値で出しました。

○杉山専門委員 ここの一番上の欄の上から2番目、ここに弁柄色というか、そういったあた

りにも通じたような色で、ちょっと浅く移ってしまって、一応それを目指したのかなというふうには。

○都市計画課長 2枚目のほうのA3判の一番右のほうに寄っていくと、ぎりぎりのところに近づいている色彩だというふうに考えております。

○議長 2枚目のものの彩度の1.2から1.4というのは、現在のアクセント色だと、特例を使わない限りだめということですよ。

○都市計画課長 はい。

○議長 原則として規定があって、区が認めたものはその彩度を超えることができると書いてあるので、こういう場合で、特別アドバイザーにも相談して、このぐらいの面積で、こういうデザインだったら、彩度8を超えるけれどもいいよと許す場合がある。一番右が8を下回っているかどうか、よくわからないんですけども、この基準の赤も、彩度については、彩度の上限值を設定する、ただし区が認める場合はこの限りでないというのがあって、区が認める場合は、いわゆる景観アドバイザーが、こういうデザインでこういう使い方だったら、ちょっと超えちゃうけどいいデザインだからいいんじゃないと言った場合は、認められる色彩であるということですね。

○都市計画課長 すみません、ありがとうございます。一番右の写真につきましては、多分、8、9あたりなので、ぎりぎりのところで、面積を落として色を落としてきた絵になっていて、ちょっとこの写真で、あいまいな写真を出して申しわけなかったんですが、このあたりはその部分がぎりぎりのところだと思います。

○井上委員 ありがとうございます。何かこの赤の見本の色が、意外と禁止されている赤が余りきれいじゃないなと思って、アクセントとして、本当に少量だったら、原色までいなくてもいいんですけども、原色だとすごい赤だと余りよくないんでしょうけれども、もうちょっと彩度を下げていたら、きれいな赤だったら、何かデザインとして美しいんだろうなと思って、それがちょっと、どういう例として出したのかというのが気になっていました。

何か、私としては、住宅街で少し赤い、面積はすごく狭めたほうが美しいと思うんですが、ちょっと門のところ、住宅街でも少し赤いものが入っているとか、緑が入っているとかって、すごく個性があって美しくなるのではないかと考えていて、先ほど検討をこれから続けるのであれば、ぜひ検討していただきたいのは、商店街とかで、商店街は確かに活気があるほうがいいというのはわかるんですけども、商店街って比較的、既に意外とごちゃごちゃしていて、なので、先ほどもちょっと言ったんですけども、屋外広告物があるなら、外

壁はやっぱり抑えないと美しくないし、その辺の関係性、住宅街は少し門とかが明るくなっているけど、彩りがあって美しいと思うでしょうし、その辺のまち、個性に合わせたのが、もう少しあるといいと思いましたし、先ほど議長から、20分の1といっても、高層ビルだとすごい、真っ赤っかの壁面にしても大丈夫な基準になってしまうというようなお話を聞いたときに、それであれば、もともと12メートルのうち20分の1以下とか、上限を決めておいたほうが、高層ビルであるとその20分の1って、1、2階は全部赤系でもいけますよとなっちゃう基準ってよろしくないと思うので、12メートル以下で何分の1にするとか、そういった何か、今の議論から出てきて思ったことがあるので、ぜひ前向きに進めていただけるといいかなと思っています。

○議長 よろしくお願ひします。多分、この附属の資料のマンセル値のこれ、色見本が張ってあるものは正しいのだけれども、色というのはプリンターで印刷すると、なかなか本当の色が出ないので、わざわざ貼っていただいたんですが。

○井上委員 でも、逆にこの赤がきれいじゃないなと思ったんですよね。だから、これよりも何か、もうちょっと彩度が明るくて、原色までいっちゃうと余りにも影響力があるんでしょうけれども、何か、逆にプリントされたこの赤のほうが、イメージとしてはまだきれいに見えるのかなと思ったので、ちょっとその辺が。

○杉山専門委員 井上委員がおっしゃっているのは本当に正しいことで、この色見本が、例えばこの7.5Rとなっているんですけども、これは朱色に寄っているんで、より汚く見えるんですよ。これが5Rぐらいでこの彩度であれば、例えば雷門が赤できれいだなみたいな、あの色ぐらいになるんですよ。というふうに、ほんのちょっと変えるだけでも、同じ明度、彩度でも色が違うとか、漆調に塗るであるとか、プラスチックの色であるとか、素材感でも赤ですごく、ドアだけ赤をちょっとやるとかわいいとか、あると思うんですけども、それがやっぱり鉄というか、鉄物風につくったほうがすてきだとかあるんですね。

それから、ペンキで赤で割と渋めに塗ったりすると、手づくり感が出てかわいらしいとか、実はそういう質感と、この色の明度、彩度みたいなのと、やはりその辺を本当にお施主さんと一緒に景観を考えていこうみたいな、そういう呼びかけになっていると、書き方として、アクセントを制限するというよりは、そういうようにちょっとにぎわいであるとか、まちのちょっとした、ほっと息がつけるようなところになるとか、そんなところを目指しましょうというためのアクセントカラーという書き方を工夫していただくと、さらに素材と色のバランスを考えると、本当にご指摘のように、一つ一つで変わってきてしまうので、ちょ

っとその辺、ご苦労ですけれども、変えていただけたらいいかなというふうに、色などを常にやっておりますので、日々そんなことを思っております。ぜひそんなふうをお願いしたいかなと思います。

○議長 そういう意味では、このマンセルの色見本も、一番上は、これはだめよというので、アクセント色でぎりぎり認められるのが真ん中の色なんですね。真ん中のアクセント色というのは、相当抑えてあるので、例えば住宅地でちょっとだけ何か、本当にちょっとだけ派手な色を使いたい場合は、それこそ、ただし区が認める場合はこの限りでない。つまり、ちょっと入れたいんだけど、アドバイザーに相談して、私の家のこのところにこのぐらいの色を入れてもいいよねと。このぐらいただたらいんじゃないですかねと言えば、この限りではないという規定を入れた。まさに色って素材と絡むので、アクリルでペンキでぺたぺた塗られるのと、全く物によって違うことは確かですが、そこまで細かく規定するわけにはいかないの、かなり厳しめに、彩度低めに設定しておいて、ただデザインによっては、もちろんそういう場合、超える場合は区の方に相談して、アドバイザーのちゃんとした人に相談して、これならいいよね、おしゃれなレベルだよよねということで、使っていただくということで絞ってあるというふうにご理解いただければと思います。

これでも多分、かなり、隣接から比べると相当厳しい基準になっているとは思っています。実は、ただし区が認める場合というのも、入れちゃうとどうなっちゃうのという話もあって、これは実質、指導的にはアドバイザーの方に相談してオーケーが出たらということにしようよねという話もさせていただいているはずですよ、部会でもね。

○神谷委員 その辺がまさに悩ましい話なんです、色彩についてが数字で、景観の中では唯一決められているということなので、数字で決める話をしなければいけないんですが、色彩だけで景観の話ができるというのはちょっと不毛であって、あくまでも総合的に、周辺の状況等々も全部ひっくるめての判断なので、あくまでも目安ということですね。

ですから、本当にこれはちょっとここまできれいに頑張ってデザインしているのに、ちょっと基準を超えているだけでかわいそうだねという、そういうケースだってあるわけで、その辺が裁量として許されるかどうかというのが微妙なんです、区としてはそこを少し冒険して、書き込んでいただけるという方向かなと解釈しています。

○議長 よろしゅうございましょうか。ある意味、周辺から見ても、板橋区は特に色彩基準、実は広告物の基準が厳しい。私、隣の市に勤めている者が私の教え子なので、隣の市だと、板橋は厳しくて困るんですよと業者が言いに来るという話を漏れ伺っている、そういう

風土の中で、少しデザイン自由度が上がったという程度に捉えていただくと。ただし、運用については、井上委員からもあったように、中島委員からあったように、アクセントカラーは強調色とちょっと意味合いが違うので、同じ20分の1も、例えば40階建てのビルで12メートル以下だったら、2階より下は全部真っ赤にしているのかと。20分の1でしようというのは、ちょっとやっぱり変な気もするので、何の20分の1かというのも一緒に検討していただければと思います。よろしくお願いします。

恐らくこれから運用していくときに、このアクセント色をいつ決めるかというスケジューリングの話があると思うんですが、決める前も、恐らく、これより緩くしろというご意見は今、いただいていないので、最低でもこのぐらいはかかるというレベルで、もうちょっと厳しくなる可能性はあるという形で、これから決まる間に、アクセント色についての相談があった場合は、そういうスタンスでやっていただければと思います。

よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは、議事を先に進めたいと思います。

2番目、板橋区屋外広告物景観ガイドラインの運用についてということについて、事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○都市計画課長 それでは、資料2-1に基づきましてご説明さしあげたいと思っております。

まず、前ふりとして、板橋区では、屋外広告物景観ガイドラインの運用について、今、取り組み、考え方をまとめてきたところございまして、こちらにつきましては、ことしの1月27日の第8回景観審議会でご議論いただいた結果といたしまして、ことしの3月に策定を終えたところございまして。その後も、ガイドラインの運用につきまして、東京都をはじめ、区の関係課との協議調整を行うとともに、運用方法についての検討を進めてまいりました。

本日、委員の皆様にご報告をさせていただきます。ガイドラインの運用を開始したいというふうに考えております。そのような状況でございまして、きょう、ご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず資料2-1のほうの項番1、ガイドラインの目的でございます。

板橋区景観計画に位置づけられました屋外広告物の表示等の制限について、その内容や考え方をわかりやすく解説するとともに、新たに推奨基準を定め、良好な景観形成を進めることを目的としております。なお、ガイドラインの対象とするものにつきましては、東京都の

屋外広告物条例に定められた屋外広告物と、屋外広告物に類する表示物等でございます。

なお、行政機関等の設置します案内標識や注意喚起などの公共サインは、対象外としております。これらは、各設置機関が検討して取り組むものと考えているためでございます。

続きまして、項番2でございます。屋外広告物掲出に係る手続でございます。

東京都の条例で、許可申請が必要なものだけでなく、それ以外の屋外広告物についても、全ての屋外広告物について、景観担当窓口への相談が必要となります。相談の中で、景観計画と、今回策定したガイドラインに基づきまして、景観への配慮、工夫について協議させていただきます。

協議がまとまりましたら、屋外広告物のデザイン図等を提出いただきまして、景観の協議が終了というふうになります。その後、東京都の条例に基づきます許可申請を経まして、広告物等の表示、設置というふうになっております。

続きまして、裏面の2ページをごらんいただきたいと思います。こちらで、項番3でございますが、ガイドラインの構成等について大まかな部分を説明させていただきます。

大きく3つに分かれております。1章から5章までが、板橋区全域で共通の内容、6章と7章がエリア、地域別の内容、8章と9章がその他の手続や用語集でございます。

続きまして、資料2-2と書いてありますガイドラインの冊子のほうに移らせていただきます。

こちらでございますが、まず1章から3章には、屋外広告物に係る基本的な事項が記載されております。章という言葉でお話していますが、①という少し大きめな丸でございます。

まず、7ページと8ページの部分についてご説明さしあげます。本ガイドラインで対象いたします広告物の種類と定義について記載しております。

8ページの下側のほうには、広告物のイメージを少しわかりやすく解説させていただいているものでございます。

続きまして、13ページからは、4章が始まります。こちらは屋外広告物をつくるポイントと、地域への配慮が記載されております。例えば、15ページでございますが、デザインにおける配慮事項といたしまして、統一感のあるデザイン、また文字の大きさや間のとり方、適切な規模等について、イメージ図を用いながら、ポイントを解説させていただいております。

続きまして、18ページでございます。こちらは、種類別の配慮事項について、参考となる取り組み事例を、写真を使いながら解説させていただいております。

少し進みまして、22ページになります。こちらからは、要素別の配慮事項について、文字の量や視距離など、屋外広告物を構成する要素ごとにポイントを解説させていただいております。

続きまして、少し飛びまして、32ページでございます。こちらは5章といたしまして、景観計画における配慮事項と基準が記載されております。こちらには、主に景観計画の記載内容を、地区ごとに整理し直したものでございまして、説明は省略させていただきますが、このような形になっております。

続きまして、少し飛びまして、37ページをごらんいただきたいと思います。こちら以降、6章といたしまして、一般地域のガイドラインを載せております。また、50ページからは、7章といたしまして、景観形成重点地区のガイドラインを載せさせていただきます。

まず、37ページをごらんいただきたいと思います。こちらは一般地域を6つの特徴ごとにエリア区分したものでございます。

続きまして、38ページをおめくりいただきたいと思います。こちらは、一般地域の幹線道路沿道のエリアのガイドラインでございまして、38ページと39ページが対になった構成でございます。左側のページには、現況の掲出状況、景観形成の方向性、景観形成の考え方を整理しております。

また、右側のページでございます。こちらは、対象エリアにおける配慮事項のチェックリスト、地色に推奨する色彩の範囲、また景観形成のイメージを記載しております。このように対になったものが、左右2ページを構成といたしまして、エリアごとに求められる屋外広告物がどんなものであるか、把握できるような形で、それ以降のページがそういう構成となっております。

40ページ以降も同じような形で、49ページまでが一般地域のガイドラインとなっております。

50ページからは、4つの景観形成重点地区のガイドラインというふうになっております。

続きまして、52ページのほうをお開きいただきたいと思います。こちらは、板橋崖線軸地区のガイドラインでございます。先ほどの一般地域同様の構成でございます。崖線や農地という自然豊かな景観の保全のため、一般地域と比べてより落ちついた、すっきりしたように見えるような工夫を求められることがわかります。代表的な取り組み事例といたしまして、左側のページでございます、茶色を基調といたしました看板のある印象的なコンビニエンスストアの、これは赤塚地区でございます。今回、本ガイドラインの運用により、屋外広告物

がよりよい街並み形成に寄与するために、できる限りの努力を進めたいというふうに考えておりました、このようなガイドラインを作成させていただきまして、これに基づきまして、きょう、皆様にご承認いただいた上で、運用を開始したいというふうに考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。これに対してご質問もしくはご意見をいただきたいと思っております。

どうぞ。

○安井委員 まず、ご説明ありがとうございます。

この広告物の景観ガイドラインに出ている、写真で出ている部分というのはよい例だろうと思うんですけども、イラストで出ている部分は悪い例なのかなど。それをつくっているというイメージで書いてあります。

そこでちょっと質問なんですけれども、私は板橋の崖線の軸地区に住んでおります。そして、この52ページの写真の近所の街並みをつくっている。これは、こういうことをあらかじめ板橋区は景観を指定している地域だから、こうなさいと区が指導してやった結果なんですか。それとも、たまたま店のオーナーが自分のイメージでという形で作られたのを、こういうふうにしてよりよい例だよと言っているんですか。それをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○都市計画課長 52ページの写真でございますが、協議をさせていただいて、板橋区はこういう景観の取り組みをしていますということでご協力いただいたものと、ご自身で工夫していただいて、こういう形で作っていただいたものの両方を掲載しております。

○安井委員 あと、先ほど色彩のことで、赤の強い色彩が使えないと。うちの近所に自転車屋があるんですけども、これは看板が白と赤なんです。それは、自転車屋さんのイメージでそういうふうにつくっているんですけども、近々、大分建物が古くなったので、看板をやり直すんですけども、同じようにやる。それでも問題ないわけですか。既存につくってしまったものについては、規制の対象外ということでよろしいんですか。

○都市計画課長 恐らく、今後計画される際には協議をいただくようになりますので、その中で、色等についてもいろいろお互いに意見を出し合いながら、いい形に進むような形で落ちつくような形になっていくと思っておりますが、真っ赤の部分だけのものと、実情としてはなかなか難しいところではございますが、例えば今回のガイドラインの中では、15ページにあるような中で、いろんな工夫をする、例えばデザインの工夫をするページになっておりま

して、そういう中で、赤でも使い方によって、デザインとしていいものにさらに発展するような部分がありましたら、そのような形でお願いしていただけたらというふうに思っております。

海外の有名な自動車メーカーさんも、自分のところの企業としてはこれは譲れないという話もありましたが、そういう中でも協議をさせていただいた上で、その地域に調和をとった形でどういうふうなものが望ましいかということで、話し合いをさせていただいて、通常地域でやっているものと、少し色合いとか落としていただいたりとかしております、その自転車販売店さんでしょうか、も協議させていただく中で、うまくお互いの落としどころというんでしょうか、まちに対していい形で進んでいくような部分を見つけ出していただけたらと思います。ちょっと協議の中で、実際にはどういう形になるかという結論が出ていくというふうに思っております。

○議長 よろしゅうございますか。

○安井委員 もう一つ。この時期、広告物じゃないんですけども、イルミネーション、いろんな家庭が、これは個人で皆さん自宅を飾って、クリスマスの飾りつけ等をやっていますよね。それだと、その規制というのは全くないと考えてよろしいんですか。

○都市計画課長 今、29ページのところに、照明関係についてのものがございまして、イルミネーションのどの大きさまでがいいとか悪いとか、なかなか今のところ、想定していなかった部分ではございますが、よくあるような、看板自体をすごく明るいライトで照らしているような部分については、その照らしている色自体というよりは、明るさによって周囲にいろんな影響を与える部分もございますので、その辺の工夫はいろいろしていただいているところでございます。

このような基準をお見せして、イルミネーションを制限できるかどうかというのはちょっと難しい部分もあるかと思いますが、場合によっては、ただ広告物としての制限というのはなかなかできないところではあるのかなというふうに考えますが、それが近隣とか含めまして、まちに影響がどういう形で出てくるかということの中で、対応はこれから検討しなくてはいけないかと思っております。

あと、光害という言葉があるように、夜、余りにも明るくて、いろんな地域に影響を与える部分につきましては、景観で対応するのか、環境のほうで対応するのかという、その部分もあると思っておりますので、非常に今のお話は、その地域にとってはほほえましい部分のことをどういうふうに捉えるかということは、かなり難しいことだというふうに思っております。

○安井委員 あと、いつも気になっていたんですけれども、各神社とかのお祭りののぼり旗がありますよね。これについての、これも屋外広告物になろうと思うんですけれども、バーナーという部分で。あれを規制するというか、それぞれの町会だったり、氏子の集まりのところに、何々のお祭りをやりますというか、何とか神社とか書いて立っていますよね。そういうことも、今後、規制の対象になっていくんでしょうか。そのことだけお答えください。

○都市計画課長 その想定はしておりませんでした、お祭りで一時的にやるものを規制するという自体の、そういう意向はございませんが、ただ一時的ということだとすると、不動産販売とかでやっているものとかもどういうふうに扱うかということが、非常に問題にはなっていることだと思います。

東京都の屋外広告物条例の対象にはならないはずですが、所管部署ともその辺は少し相談して、何かアイデアというか、対策とかがとれるようであれば、そういう不動産関係のものについてはやっていきたいと思いますが、お祭りのものをやっていると、先ほど品格という話がありましたが、地域のにぎやかさであったりとか、そういういろんな機運を盛り上げていく部分もございますので、そこを規制するようなことは今は考えておりません。

○議長 前段で、神谷会長のほうから。

○神谷委員 今のお話、具体的にたくさんそういうケースが出てくるんですね。例えば、クリスマスという話は、クリスマスそのものにぎやかさをつくるという話と、クリスマスセールとは違うという部分があって、クリスマスセールであっても、やっぱりクリスマスの雰囲気盛り立てるためのことを考えている広告というものもあるんですね。

その違いが何かって、何で判断するかというと、やっぱりエゴか公共性かというあたりですね。商業的に非常にエゴイスティックなもの、過剰なもの、そういうものに対して社会性、公共性が十分にあるもの、神社のお祭りとかそういうものももちろんそうですし、そういう判断でケース・バイ・ケースということになりますね。

ですから、一概に線引きはできないんですけれども、仮にクリスマスと違って、サンタさんで赤と白とか、そういうもので少し大きなものが出てきても、例えば日比谷でそういうケースがあったんですね。有楽町の駅の目の前で。それは十分にその地域で共有されていて、皆さんもそれで楽しめる、デザインとしてもきれいだ。そういうものであれば、それはいいですね。でも、時期としてはクリスマスまでですよという、そんなような、ケース・バイ・ケースになりますね。

○議長 よろしゅうございますか。

屋外広告物と聞くとなかなか難しい。例えば私が、板橋区に住んでいませんけれども、2階か何かにでかい赤色で、天野と書いたら、これは広告じゃないんですけれども、いくら何でも品格落ちるでしょうということで、なかなか屋外広告物は非常に難しいんですが、目標として、ガイドラインをお作りいただいたので、これを使いながら、ガイドラインですので、強制力はいま一つのところがあるんですが、板橋区では、自家広告物の色についても、明快に屋外広告物条例ではないんだけど、外壁の基準色等を準用したいという感じで運用されているんですね。ということも、厳しく、本当に東京都の条例違反かとか言い出すと、そんなことはないところがガイドラインで書いてあるので、ぜひこの意図をくみとっていただいて、皆さんで協力してお話ししていただきたいなと。

ぜひ区民の皆様方が、どう見てもこのガイドラインから余り違反しているものは、みんなであれちょっと品がないんじゃないと、みんなでぼそぼそと試してみるというのが、一番有効なのかもしれません。

井上委員から何か。

○井上委員 52ページの景観形成重点地区の事例が、すごく色合いを抑えていただいているじゃないですか。でも、今回の壁面、外壁の色合いで、一般地域とアクセント色が余り変わらないじゃないですか。今回の壁面の色彩、アクセント色が、8までいいですよみたいになっていて、せっかく色彩を抑えていただいている屋外広告物との整合性って、どんな感じで考えていらっしゃるのかなというのが、私としては疑問で、看板はここまで抑えていただいたけれども、今度、壁面に関しては、基準としては一般地域と余り変わらなくないですか。8まで。

○議長 基準としては、R系でも彩度は8まで使えます。でも、ここも基準で条例違反かというのと、そのままだでも条例違反ではありませんので、看板をこうしておいて、壁面に赤いラインを入れないよねと、ご相談申し上げるしかないということでしょうか。全部これを抑えるとなると、もっとすごい厳しい基準にせざるを得ないですし、それをやると、そこまで壁面基準を厳しくするんだったら、看板は言うこと聞かないということはできますので、多分、協力いただくというレベルだろうと思いますね。

ですから、先ほども申し上げましたけれども、壁面の色彩基準のアクセント色の最大値を、一番目立つものを最大限使おうとすると、いくらでも悪いことはできます。

○井上委員 すみません、もし景観形成重点地区の理想として、52ページの事例を目指しているのであれば、今回の壁面に関してのアクセント色というのは、そもそも緩めなくてもいい

いんじゃないかと思っちゃったんですよね。何でかという、今までの厳しいもので、ずっと従ってきてもらっているわけじゃないですか。板橋区が取り上げる事例の写真が、こういう事例で、できるだけそっちにしていってほしいという思いがあるのであれば、緩める必要があるのかみたいなところがちょっと疑問点で、ただ、先ほどデザイナーさんによっては個性という意味で、いいんじゃないかと思える部分もあるという話だったので、それだったら20分の1とか12メートルとか、何かその辺の基準、整合しないなと思って、出しているいいという事例と、アクセント色の基準が、何か整合性があるのかなと思ったので、その辺は、また戻ってしまったのであれですけども。

○議長 多分、基準とガイドラインの差です。基準は、これを超えたらだめという。ガイドラインは、できるだけこうしてねというレベルなんです。

○井上委員 今回は、壁面に関しては、今が厳しいわけじゃないですか。厳しいので、従ってくれるんだったら、重点地区はもうそのままでありな可能性もあるのかなと思ったんですよ。

○議長 恐らく重点地区ですら、建築物を建てる時に、アクセントカラーを入れてもっというデザインをしたいというデザイナーはいらっしゃるときに、それも違反にしてしまうのか。いや、もちろん使っていただいてもいいんですけども、うまく使ってねというのと、違反である、つまり法律違反であるという、違反か違反じゃないかと言われると、多分、この場所でも、違反か違反じゃないかというレベルでは、東京都の条例違反じゃありません。ただ、ガイドラインとしては、できるだけこうしてねというレベルなので、例えばこの建物デザインが四角なくて、ちゃんと建築家がデザインして、そこに色彩意匠を入れたいということで、これはここにちょっとおしゃれな色があったほうがいいよねというのを違反にしないために、アクセント色を導入したということですね。

○井上委員 わかりました。何か理解できました。デザイン性があるものについてはというのが、個性豊かなとか、いいものはいいということなんですよね。

私、何か、多分前回あたりの審議会では逆のことを言っていて、赤い線が1本ぐらいあっても、それはきれいに見える可能性もあるんじゃないかという話をされていて、どういう方向に向かっているのかなというのが、私としてちょっと難しいなと思って、ちょっと、おしゃれに見えるかというよりは、何かさみしさもあるなど、前回の委員会では発言をされていて、むしろ何かきれいな赤がびーっと1本通っていても、それはそんなに問題がない可能性もあるみたいな発言をしているので、その辺がどこに向かっているのかというの確認だったの

で、アクセントカラーを取り入れてというのは反対なものではない。

○議長 まさにこういうことを目指したいというときに、余り縛って違反にさせちゃうというのはいかがかと。きょうも皆さん、男性陣はネクタイしている人が多いですけども、会議に出るときはネクタイ締めなかったら違反であるというのはやっぱりおかしくて、そうじゃなくてもいいでしょうという話で当然で、その人なりのスタイルというのは当然あっていいわけですし、服装も、きょうは真っ赤な服装を着ている人はいませんけれども、赤い上着を着ちゃいけないというのは変だと。でも、それはこういう方向がいいよねという、おおむねの方向がある。

恐らくこのガイドライン、広告物も、私が解説しちゃいけないんですが、委員長がしゃべっちゃいけないんですけど、条例的にこれは違反じゃなくて、こちらのように、事前相談のときは、相談していただいたら、違反じゃないけどうちはこういうガイドラインを持っているので、この方向性で頑張りませんかということをお願いして、頑張ってください。場所によっては、何もここはわざわざそんな茶色にしなくていい場所も多分あるので、そこはそこでまた相談申し上げればいいということだと思えます。

何となく、いいものをつくりたいというガイドラインと、これはやっちゃだめだから違反にするぞという法定の基準との差って、随分差があると思っただければよろしいかという感じですよね。

よろしゅうございましょうか。どうぞ。

○黒瀬委員 今のこのガイドラインをこれからつくるということで、天野先生がさっきおっしゃっていたように、何か気になる広告物とかそういうのがあったときに、ガイドラインがこういうふう書いてあるんだけどねみたいな話題になったらいいというふうにおっしゃっていたんですけども、本当に区民の視線としてはそうだと思うんですね。やはり、何となくしっくりいかない、心地よくないときに、何なんだろうと思うときに、やはりこのガイドラインをよく見ると、こういうふうにするとうるさくなるんだなというのがよくわかる。

先ほどのアクセント色のときはなかなか難しく、ちょっと私にはよくわからなかったんですけども、さすがにこれは私でも見れば、どういうふうにするとうるさくなるかというのは非常にわかりやすい。

そこで質問なんですけれども、このガイドラインの本というのは、これはどういうところで区民が見ることができるんですか。図書館とかそういうところで見ることができるんですか。つまり、こういうのって、せっかくだって、どこかで目に触れることがないと、な

かなか一般の人はよくわからない。それから、私の興味は、学校教育の中で何かこういうのは使える場というのはあるのかなということが、今後のこととして伺います。

○議長 いかがですか。

○都市計画課長 まず、きょうお配りしているものは、刊行物として、今後販売されるようになります。あと、ホームページ上にも、このガイドラインのホームページを載せますので、そちらでも見ることができます。

あと、学校教育につきましては、生涯学習のほうと連携して、出前講座みたいな形で、要請があればいけるような体制というのは、準備はしていますが、なかなか先生というか、学校にアナウンスをしても、ちょっといろんな授業がいっぱいあるので、うまくこれを使ってもらう機会がなくて、私たちは行く用意はできていますが、そこはなかなか。

○黒瀬委員 小学校というよりは、私が考えていたのは高校ぐらいなんですけれども、なおさら時間がないですかね、高校生だと。

○都市計画課長 そうですね、結構それに関しては、区でいろんなものをつくって、私どもの都市整備部だけじゃなくて、いろんな部署で、これが学校で見てもらえたらいいなみたいな形でアナウンスはするんですが、そういう出前とかもなかなか行く機会は少ないというふうに聞いております。

○杉山専門委員 小学校ぐらいでも可能です。

○黒瀬委員 逆に楽しいですかね。やっぱり本当に小さいうちからこういうことに関心を持つようになると、見る目が違ってくるんじゃないかなと。

○都市計画課長 そういう意味では、1月にやったシンポジウムの際に、写真展で、ことしは小学生の方たちから写真をもらいたいということで、学校にアナウンスはしたんですが、結果的に1人の方から応募いただきまして、その方は表彰させていただきまして、もし周りに広がっていけばいいなというふうに思ったんですが、私たちのアナウンスの方法ももう少し工夫しなくてはいけないと思いますが、やはり役所側がいろんなチャンネルで学校にいろいろお願いするので、学校側も何を選んでいいかというのがわかりかねている部分もございまして、その辺も、どういうふうに進んでいくかということも、よく役所の中でも調整しながら、学校でうまく利用していただきたいように考えております。

○中島委員 ちょっと確認というか、ガイドラインのところで議論すべきだったんですけども、LEDの映像装置つき広告物というのがありますよね。これは東京都の景観条例の対象外ということで、つけ加わっているんですけれども、これは対象外なんですかね。逆に広告

板の定義を見ると、広告表示面が板状で、1面または2面に表示されたものという、何かその定義には、別に映像装置であろうと、何かついていようがなかろうが、むしろこれは入ったんじゃないかなという気もしたんですけれども、その辺、東京都との協議の状況というか、つまり広告物ということで、これは協議の対象としちゃったほうがよかったのではないかというのが、ちょっとこれはもう遅いんですけれども、もう既にこれは別物として書いてあるので、そのあたりはどういうふうな協議があったかということを確認だけ。

○都市計画課長 対象外だったと認識はしておりますが、もう一度確認し直します。

○中島委員 これはかなり景観上の影響が大きいので、逆にこれは別物として扱っちゃったので、乗ってこない可能性があるんです。

○議長 消せるから。

○中島委員 消せるけれども、でも、表示できるというふうにむしろ考えたほうが。でもこれ、結構多いんですよ、実際に。

○議長 東京都のほうに確認してください。向こうがどう思っているかだけの話で、こちらが定義することではなさそうなので、確認してください。

○中島委員 逆に言うと、運用のときにはぜひこれをかなり気にされて、LEDつきというか、見つけたら指導というか、一緒に考えていくようなことをやっていただけたらいいと思います。

○都市計画課長 わかりました。ありがとうございます。

○議長 よろしゅうございますか。どうぞ。

○浦谷委員 今まで広告については、私は業者じゃありませんので、全く素人ですけれども、今までこうやって何回か修正もありましたので、一般区民としては、僕は非常によくできているなという感想です。ですから、できれば、私のような素人にわかりやすいのをつくっていただいたので、先ほど彼女が言ったように、何か機会を捉えて、できるだけ区民の皆さんにも、こういうのを一応方向としてつくったよと。あくまで強制じゃなく、いいまちをつくるための方向性だという意味で、ぜひこういうのが広くPRしていただきたいというのがお願いでございます。

○議長 ありがとうございます。そういう意味では、一緒にとじられているこの4枚のぺらぺら、多分、これを読むのはそれなりの人だとしたときに、区民の方々と商店街の方々、広告主の方々、ビルオーナーの方々と、1枚で簡単な解説をつくっていただいたので、これ、こんなにいい紙じゃなくてもいいので、いっぱいまいっていただいて、興味を持ったらこっちを

読んでくれというふうにしていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただいてよろしゅうございますか。どうぞ。

○杉山専門委員 先ほど井上委員がおっしゃったのもそうなんですけれども、崖線のところと石神井川の景観形成重点地区って、ちょっと、特に崖線のところで美術館があったりとか大仏さんがあったりとか、そういうちょっと文化施設的なものが多い地区で、割とよく崖線とのかかわりが見える場所と、桜並木のぱらぱらと見える景観って、大分様子が違うんだと思うんです。

なので、まだちょっとアクセントカラーについて討議が継続されるのであれば、皆さんが見て、何か広告のこの写真を見て、いいなと思われたような雰囲気がちょっと感じられたので、継続審議で、アクセントカラーの石神井川と崖線のところは一緒でいいのかとか、分けて別にしたほうがいいのかとか、もうちょっと詰めていただけたらいいのかなと、皆さんのご反応を見ていますと、何かわかったよとおっしゃってくださっている応援団がいらっしやるようなので、そんなふう継続していただけたらいいのかなと、ちょっと思いました。感想でございますけれども、ご検討いただければと思います。

○議長 ぜひ検討は続けていただきたいと思います。ただ、ここに出てきておられる方は、多分、非常に理解の高い方々で、そうじゃない方々もいっぱいいるのだろうなと思っていますので、それも含めながらでございます。ありがとうございます。

それでは、3番目に移らせていただきます。景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組みについて、資料3になるかと思いますが、ご説明いただきたいと思います。

○都市計画課長 それでは、景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組みについてご説明さしあげたいと思います。

資料につきましては、資料3でございます。こちらの趣旨といたしましては、景観形成重点地区の追加をしていきたいということで考えておまして、まず、項番1の概要でございます。板橋区景観計画では、今後、景観形成重点地区として取り組んでいく候補として、表に4地区を掲げております。これにつきましては、景観計画をつくった際には、板橋崖線軸地区と石神井川軸地区というのは、その当時、平成23年8月当時に既に重点地区としてつくっております。その以降、追加していく地区として、表の4地区が挙げられておまして、順次、地域のまちづくりの機運などを踏まえまして、追加指定に向けた取り組みを行っていくことというふうになっております。

このうち、加賀一・二丁目地区と常盤台一丁目・二丁目地区につきましては、既に景観形

成重点地区に指定されております。

今後は、平成27年度に無電柱化の工事が完了しております、良好な景観形成に向けたまちづくりが進む板橋宿不動通り地区を対象といたしまして、景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組みを考えていきたいということでございます。

続きまして、項番2でございます。今後の予定となります。

過去の加賀でございますとか常盤台を例にいたしますと、大まかに流れを記載させていただいております。区やコンサルタントの支援を受けながら、地元の勉強会の開催、また地元の素案の取りまとめ等を経まして、区に提案がなされるまで約2年ほどかかっております。その後、地元の素案をもとに、区のほうで地元調整、また説明、景観計画への反映、さらには景観審議会等を経まして、こちらの審議会等の議論を経まして、重点地区の指定に向けまして、区の手続としておおむね3年かかっております。トータルでは、1つの地区が地元の提案を受けて、地元の活動を受けまして、最終的な指定を受けるまで5年ほどかかっているのが実情でございます。

これから取り組みを行います板橋宿不動通り地区につきましても、このような流れになるというふうに考えております。

続きまして、裏面の2ページをごらんいただきたいと思います。項番3でございます。候補地区の概要でございます。

こちらは、旧中山道と、中山道の第1の宿場といたしまして、板橋平尾宿に位置しまして、大正時代から続く板橋宿不動通り商店街として現在に至っております。総延長といたしまして、こちらの地区は、旧中山道の王子新道の部分から国道17号までの部分で、約400メートルにわたりまして、商店街といたしましては店舗数が72店舗、毎月第3日曜日には朝市が開催されているような実情がございます。

続きまして、項番4の地区の様子でございます。

現地の写真を掲載させていただいております。①が、王子新道との交差点の付近でございます。②につきましては、地区の中央付近でございます。近くに地域センターがございます。また、③にいたしましては、防災街区整備事業という事業が行われて、それにあわせまして、板橋三丁目縁宿広場というものがこちらのほうにつくられております。こちらの看板というか、案内等の中に、加賀藩の下屋敷の説明と、また中山道の六十九次の宿場の紹介が掲示されているところでございます。④になります。こちらは、宿場の面影を残した明治時代に開業いたしましたと言われております銭湯でございます。花の湯という銭湯ござい

ます。続きまして、⑤でございます。こちらは、室町時代に創建されたというふうには伝わっております寺院でございます、観明寺という寺院でございます。

今後、この板橋宿不動通り地区につきましては、景観形成重点地区の指定に向けた取り組みを始めていきたいというふうには考えておりました、現在、商店街の関係者さんたちと対話を始めたところでございます。

資料につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。皆様方には、最初の2つに加えて、候補地区、加賀一・二丁目地区を重点地区に指定し、常盤台も指定してきたと。今度は不動通りも重点地区に指定する方向に向けて検討していきたいということでございます。

何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○浦谷委員 非常に私も観光ボランティアでここら辺をずっと案内していますので、大変ありがたいというか、ちょっと今、案内していても、一部、景観上問題がある部分もあるので、ぜひお願いしたいというのが1点。

それから、この先、板橋の橋がありますよね。私どもは普通、ボランティアをやりますときは基本的には橋まで行ってやっているのですが、これ途中で、王子新道まででとまっちゃっているんですが、ここから先についてはやらないという、何か特に理由というのはあるんですか。

○議長 いかがですか。

○都市計画課長 まず、区のほうで取り組みを進めていきたいというふうには考えておりますが、今回の不動通りのところでとめたというわけではないんですが、もともとの景観形成重点地区の考える際に、景観計画を平成23年8月に策定する際に、幾つかの候補地を重点地区化するアイデアがございました。その中で、先ほど申しました石神井川軸地区と板橋崖線軸地区につきましては、景観計画の策定時に間に合ひまして、その2地区を指定しましたと。あと、残りの4地区につきましては、いろんなまちづくりの情勢等を踏まえまして取り組もうということでございまして、その後を受けまして、先ほど説明した加賀一・二丁目と常盤台一丁目・二丁目というのが策定されたんですが、不動通りにつきましては、事業といたしまして、無電柱化の事業を進めておりました、そちらの事業のほうに合わせてやろうかどうしようかという話もしていた時期はあったんですが、いろんな調整の中で、そちらの事業のほうが行って終わってしまったと。終わってしまいましたが、まちづくりとしてはもう少し取り組む必要性を感じていたところで、今、商店街と話を始めているというのが実情でござ

います。

さらに、仲宿につきましては、こちらも候補地区という考え方を持っていたところでしたが、先ほどご説明したように、無電柱化の事業をやっているところを先行してやろうというところで、最初位置づけをしたもので、こういう形になっています。

あわせて、仲宿の地元のほうと別の部署のほうで、無電柱化等の調整についての話を少ししたように聞いておりました、その中では、まだ時期尚早というか、仲宿については無電柱化等も含めまして、そのようなご意向がないということも確認しております。

さらには、板橋、このあたりにつきましては、地区計画を不動通りの部分、仲宿の部分、さらには環七に近い部分で策定しております、その際に仲宿地区についても、景観の取り組みをするかどうかということのアンケートをとった中では、おおむね賛成と反対が半々のような状態でしたもので、そこで少し入っていくのに様子を見て、時期を見て取り組んでいきたいというふうに考えておりました、区としてその部分を何もやらないというつもりではないということは、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 よろしゅうございましょうか。景観形成重点地区はいろいろありますが。

どうぞ。

○安井委員 私もこの不動通り地区を指定されるということは非常にいいことじゃないかなと。

ただ、ちょっと二、三、この審議会にそぐうかどうかわからないですけども、なぜ名前が不動通りなのかと。ここは、管理は国道ですか、区道ですか。その2点を教えてください。

○都市計画課長 不動通りにつきましては、もともとの名称として、不動通りという地元で使っている部分がありますので、この名称を変えないわけではないですが、今、地元との協議をしていく中で、板橋宿不動通りというふうに呼んでいる部分から来ていることと、あと、道路につきましては、国道ではなくて区道でございます。無電柱化の事業も、土木部のほうが中心になってやってきたところでございます。

○安井委員 ただ、名前のことなんですけれども、ほかにも、徳丸にも徳丸不動通りという通りがあるので、ちょっと気になっていたんですけども、これ旧中山道商店街とか、私が勝手に思ってもしょうがない話なんですけれども、イメージが、中山道というイメージを強調したほうが、何かすごく昔の板橋宿に通じているなというイメージがあるので、そういうことも考えながら、地名とかということも、景観とはちょっと違いますけれども、考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○都市計画課長 わかりました。今後、まちの方たちと取り組む中で、その重点地区の名称等

についても十分な議論をした中で、ふさわしい名前、またそこを象徴するような名前に、望ましいものがあれば、十分検討した上で決めていきたいというふうに思います。

○中島委員 ネット情報で申しわけないんですけども、花の湯は廃業になると出ていて、これはそういうことなんでしょうか。そのあたりの情報というのは。答えにくいかもしれませんが、仮にもし花の湯みたいなものがなくなるというのは、結構、建物がなくなる、まず営業をやめるということでしょうけれども、そうなった場合、この花の湯というものをどういうふうに活かすか、あるいはここが恐らく、本当はこの建物、とてもいい建物だと思いますけれども、マンションになったり、なりかわるといふ、そこに対してこの景観重点地区が何ができるかというのが問われるような気がするので、何か電線地中化とかということだけじゃなくて、やっぱり沿道をどうしていくかというのが、そこをしっかりとやるという、ちょっとおこがましくて申しわけないんですけども、そういう成果をぜひ出してほしいというふうに思います。すみません、なかなか答えづらいと思いますけれども。

○都市計画課長 正式に区のほうに何かの届け出が出ているかどうかについては確認しておりませんが、現地のほうで歩いてみたときに、張り紙が、廃止するようなことが出ているようですので、この建物のファサードとか、そういうことも含めて、何か区のほうで相談できるかどうか、この商店街の理事者さんも通して、少し話をしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長 よろしゅうございましょうか。多分、指定の仕方も今までのと少し変わってきそうな気が、商店街として変わってきそうな気もしますので、今後、少し地元などと相談していくのと、部会のほうでいろんな方の知恵をいただければと思います。ありがとうございます。

それでは、最後はその他報告事項、何がございますでしょうか。

○都市計画課長 続きまして、その他の報告事項でございます。こちらにつきましては、資料をつけておりませんので、申しわけございません。3点ほど報告がございまして、お知らせさせていただきたいと思います。

1つ目といたしましては、景観計画の運用状況でございまして、ことしの12月20日現在で、事前協議といたしましては115件出ております。届け出につきましては109件となっております。以上でございます。

2つ目といたしましては、景観の写真展のご案内でございまして、今年度はより多くの方の目に触れられるように、1月27日金曜日と30日月曜日でございます。土日を挟んで2日でございますが、区役所本庁舎の1階に区民イベントスペースがございまして、そちらの

ほうで展示していきたいというふうに思っております。展示の内容といたしましては、写真募集とか表彰は今年度は行いませんで、過去に区民の皆様からいただいた応募作品、応募写真を展示させていただきたいというふうに考えております。こちらにつきましては、私たちの内部組織でございますくらしと観光課と協力し合いまして、板橋十景というものと、また新たに板橋新十景の展示、また図書館で、小茂根図書館と少しタイアップしまして、景観の写真の出展を予定しております。

続きまして、3つ目でございます。次回の審議会でございますが、来年度の開催を考慮しております、日程等につきましては、きょういただいた意見をもとに、部会等でまたご議論ただいて、そちらを踏まえまして、審議会のほうの開催をさせていただきたいというふうに思っております。また、その際にはご協力のほどよろしくお願いいたします、

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。今のご報告。

それでは、最後ですが、ぜひ最後に、まとめろというつもりはありませんが、池邊委員からコメントをいただいて、まとめていただかなくて結構です。

○池邊委員 きょうはまさにアクセント色という、板橋の今までの景観の方向性から、一歩新しく踏み出して、前向きな検討ということで、非常に活発な議論が行われたかと思えます。ただし、結果としては、きょうの審議会では継続審議ということになりましたので、部会を初め、皆様方にぜひとも、特に建物の高さですとか面積の使い方について、綿密な議論を今後お願いしたいと思えます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。アクセント色も、冒頭申し上げましたように、景観を考えて規制すると、何となく落ちつくんだけれども、つまらなくなっちゃうという反論ももちろんあるわけで、とって、野放しにすると何があるかわからないという、このはざまの中での、苦肉の策とは言わないけれども、一つの方策だと思っておりますので、ぜひ内容についても継続して検討していただきたいですが、多分、運用がキーになるので、アドバイザーの方々もぜひ活躍いただきながら頑張ってくださいと思います。

何はともあれ、きょうは十分議論できまして、内容まで踏み込んだところがあったかと思えます。こういうことが積み重なって、周辺から一番厳しいと言われ続けるのがいいかどうかはさておき、恐らく数年後に向けても、板橋区がいい景観になる一つの証左になるような

議論ができたかと思えます。

それでは、一応、議事進行は全部、その他まで終わりましたので、進行のほうを事務局にお返しします。

○都市整備部長 本日は長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございます。きょういただきました貴重な意見を踏まえまして、区のほうとしても、事務局として、今後の検討に活かして進めていきたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。